- ○暫定開放広場利用の基本ルール
- 利用に際し、以下の行為は原則禁止です。
- ・営利行為をすること(サッカー、野球教室などを含む)
- 募金その他これらに類する行為をすること
- 広場等を破損し、または汚損すること
- ・張り紙もしくは張り札をし、または広告を表示すること
- 近隣に迷惑をかける行為をすること
- 他の利用者の利用を妨げること
- 広場内及び隣接する路上で喫煙すること
- ・広場内での飲酒すること
- 犬や猫などと一緒に広場内に入ること
- ・硬いボールやバット、スパイク等の使用すること
- ・火気(花火を含む)の使用すること
- 管理車両を除く自動車の乗り入れ又は駐停車すること
- その他管理者が不適切であると認める行為をすること